

「新型コロナウイルス感染症への対応について」（お願い）

令和 2 年 8 月 2 5 日

国立三瓶青少年交流の家

新型コロナウイルス感染症予防のため、宿泊利用者の受け入れにあたっては、当面本年 1 2 月末までは以下のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 利用前のお願い

- (1) 利用開始日の 14 日前から、発熱（37.5 度以上又は平熱比+1 度以上）や咳、のどの痛み等の症状があるなど、体調の優れない方は、ご利用を控えてください。
- (2) 利用期間中に必要な数量分のマスク及び体温計を持参してください。
- (3) うがい用コップや団体内で使用する手指消毒液等は、必要に応じて用意してください。

2. 利用期間中のお願い

(1) 体調管理について

- 入所手続時に、当日朝の検温結果を含む全員の健康状態を、当施設の「健康調査票」にて報告してください。
- 宿泊利用時は、1 日 2 回（就寝前と起床後）の検温結果を含む全員の健康状態を、当施設の「検温確認票」にて報告してください。
- 発熱（37.5 度以上又は平熱比+1 度以上）が続いているなど、体調が優れない方は、団体側で帰宅の対応を行ってください。
- 体調面で異常等が見受けられた場合は、体調不良者を宿泊室（「経過観察場所」）に一時待機させたのち、事務室まで相談してください。なお、退所当日の「経過観察場所」については、当施設がご用意いたします。

(2) 生活について

- 利用期間中は、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底、及び適切な距離の確保を行ってください。
- 食事
 - ・食堂入口で、手洗い、手指消毒を確実に行ってください。
 - ・食事中以外はマスクを着用し、バイキングレーンでの会話は、控えてください。
 - ・食堂内では、食堂職員の案内や掲示物の指示に従ってください。
 - ・食事はバイキング方式で提供しますが、利用人数が少数の場合は、個別方式で提供します。
 - ・食堂の利用定員は、最大 80 名までとし、時間帯ごとに割り振らせていただきます。入室時間を守り、食事後は、速やかに退出してください。
 - ・食堂入口では、密にならないよう協力してください。（食堂入口には、概ね 30 名までが間隔を空けて並ぶことができます。）

○入浴

- ・浴室、脱衣所、体育館及び文武伝承館のシャワー室は、定員の半分以下の人数を目安に使用してください。（目安：中浴室 20 名程度 大浴室 30 名程度）
- ・入浴時間については、時間帯ごとに割り振らせていただきます。入室時間を守り、入浴後は、速やかに退出してください。

○宿泊室

- ・定員の半分以下で使用してください。
<4 名部屋洋室→2 名 8 名部屋和室→4 名 3 名部屋→1 名>
感染症拡大を防止するため、宿泊室では使用する寝具を指定しています。

※別紙 1：「宿泊室の使用について」のとおり

- ・宿泊室は、宿泊人数に余裕を持たせて配室をしていますので、各団体において、体調不良者が出た場合の「経過観察場所」を準備してください。
- ・宿泊室では、窓や扉を開けて、定期的に換気を行ってください。

○清掃

- ・浴室、洗面所及びトイレの清掃割り振りは、中止します。（宿泊棟トイレ、洗面所の清掃も不要です。）
- ・清掃は、7：30 までに行うようにしてください。

○「つどい」

- ・朝のつどい、夕べのつどいは、中止します。
- ・当施設からの連絡事項は団体代表者へ直接お伝えしますので、団体代表者は 17：00 に第 1 研修室へ、翌朝 7：00 に事務室へ集まってください。

(3) 活動について

- 活動前と活動後に、その都度、手洗い、手指消毒を確実に行ってください。
- 研修室等の活動場所では、適切な距離の確保を行ってください。
- 研修室等では、窓や扉を開けて、定期的に換気を行ってください。
- 活動プログラムの実施においては、従来通りに実施できない活動がありますので、事前に相談してください。
- 各団体が行う情報交換会等は、22:00 を限度に、当施設が定めた場所で実施してください。
- 活動終了後は、使用した机、いす、ドアノブ、スイッチ等の共用部分の消毒清掃に協力してください。消毒用洗剤と雑巾は、事務室にて貸し出します。

3. 利用後のお願い

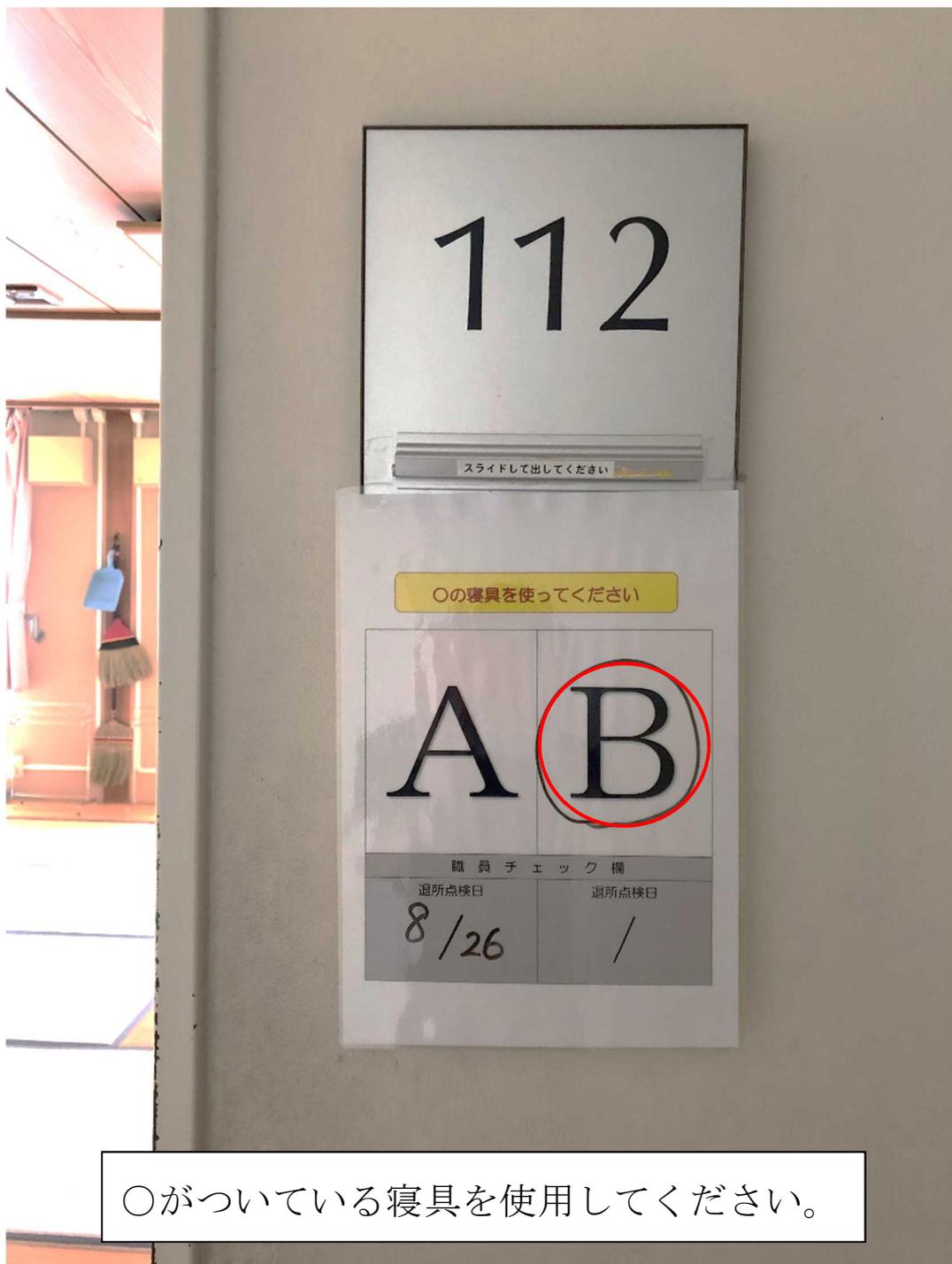
- (1) 利用後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方、又はその疑いのある方が発覚した場合は、速やかに当施設まで連絡してください。
- (2) 利用期間中に、体調不良等により帰宅された方がおられる場合は、帰宅後の経過（診断結果等）について、当施設まで連絡してください。

- ・令和 2 年 6 月 1 日策定
- ・令和 2 年 6 月 1 8 日一部改訂
- ・令和 2 年 7 月 1 0 日一部改訂
- ・令和 2 年 8 月 2 5 日一部改訂

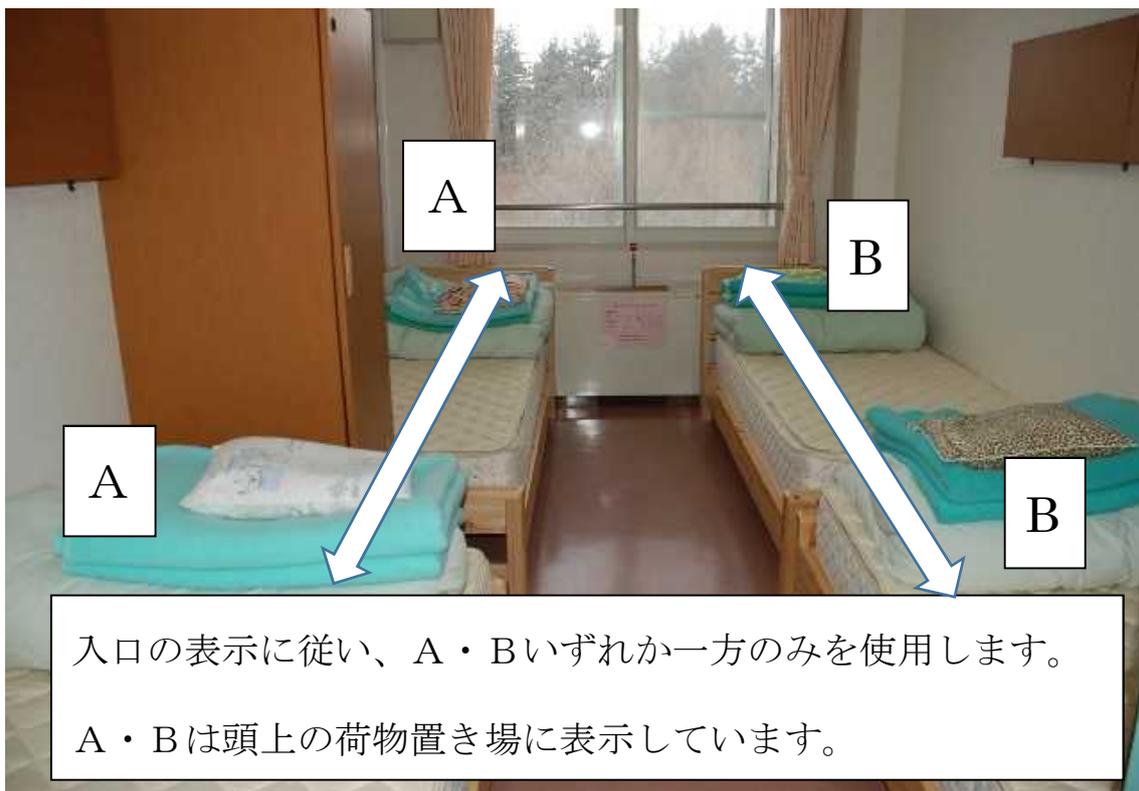
宿泊室の使用について

- ・ 宿泊室入口の室名板に、使用する寝具（AまたはB）を丸印で表示しています。【写真 1】
- ※表示の記入は、職員が行います。
※定員の半分以下での使用が困難な場合は、ご相談ください。

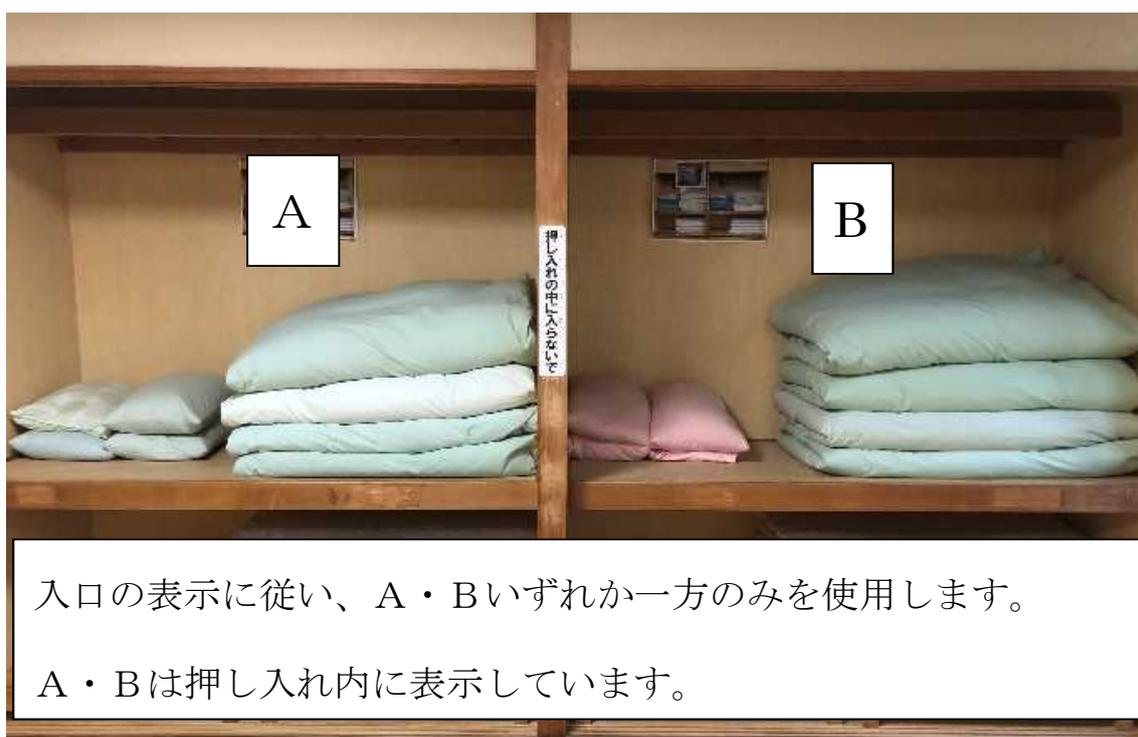
【写真 1】



【洋室（2名部屋）】



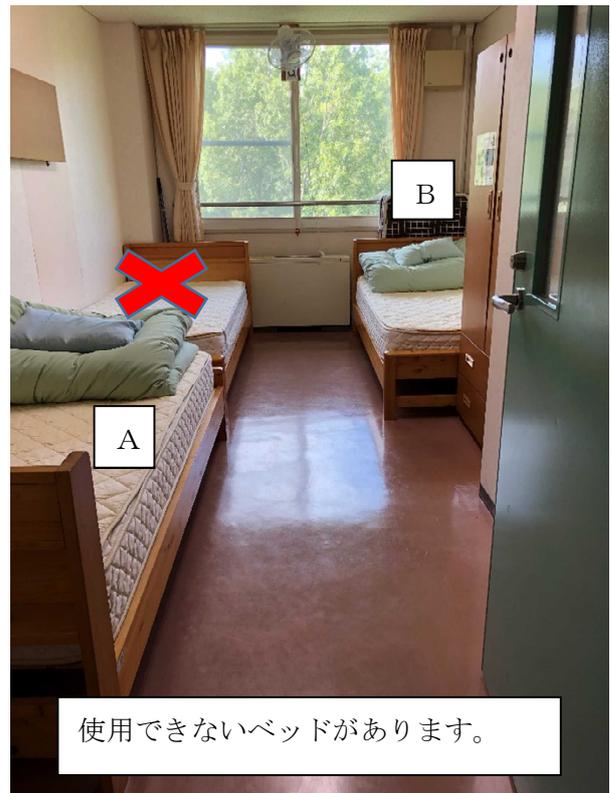
【和室（4名部屋）】



【M21, 22, 23, 31, 32, 33 室 (2 名部屋)】

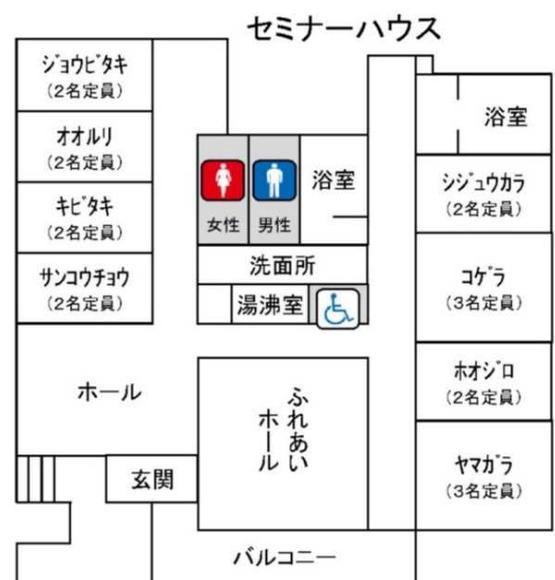
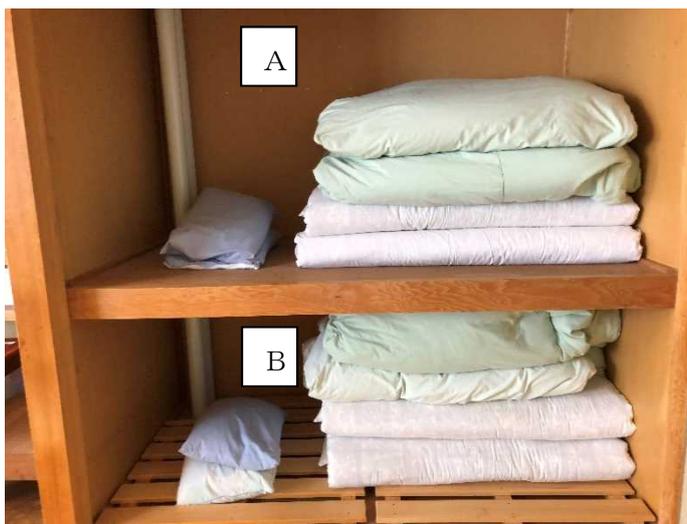


【L室・319・321 (1 名部屋)】



【セミナーハウス】

原則として最大 18 名まで宿泊が可能です。



【引率者控室】及び【第 9 研修室】

宿泊を希望する場合は、ご相談ください。

当面の間、部屋の定員は上記のとおり変更します。